○八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成２８年１２月１日

決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　総合事業は、市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第４条　市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）　法第１１５条の４５第１項第１号の事業として次に掲げる事業

ア　第１号訪問事業

イ　第１号通所事業

ウ　第１号生活支援事業

エ　第１号介護予防支援事業

（２）　法第１１５条の４５第１項第２号の事業として次に掲げる事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　一般介護予防事業評価事業

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の利用手続）

第５条　居宅要支援被保険者等は、第１号事業を利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第１号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

３　前２項のほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（第１号事業支給費の額）

第６条　居宅要支援被保険者等が法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者の当該指定に係る第１号事業を行う事業所により行われる当該第１号事業（以下「指定第１号事業」という。）を利用した場合における当該第１号事業に要した費用の額（以下「第１号事業支給費用基準額」という。）は、省令で定める額を参酌して市長が別に定めるところにより算定する額とする。

２　市長が法第１１５条の４５の３第３項に基づき、指定第１号事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払う指定第１号事業支給費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。この場合において、１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（１）　第１号訪問事業及び第１号通所事業　第１号事業支給費用基準額に法に定める介護予防サービス費の割合を乗じて得た額に相当する額

（２）　第１号介護予防支援事業　第１号介護予防支援事業に係る第１号事業支給費用基準額

（平３０．１１．５・平３０．１２．２５・一部改正）

（利用者負担額）

第７条　指定第１号事業のうち、第１号訪問事業及び第１号通所事業を利用した居宅要支援被保険者等が支払う当該第１号事業に要した費用に係る利用者負担額は、第１号事業支給費用基準額に省令に定める負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額に相当する額とする。

（平３０．１１．５・一部改正）

（支給限度額）

第８条　省令第１４０条の６２の４第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第１号被保険者に係る第１号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援１と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

２　前項の規定にかかわらず、利用者の心身の状況等により、市長が特に必要と認めた場合は、前項中「要支援１」とあるのは「要支援２」と読み替えることができる。

（高額第１号事業支給費）

第９条　市長は、居宅要支援被保険者等が受けた指定第１号事業の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第６１条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額第１号事業支給費」という。）を支給する。

２　前項に規定する高額第１号事業支給費の支給については、政令第２９条の２の２の規定を準用する。この場合において、同条中「法第６１条第１項に規定する政令で定めるところにより算定した額」とあるのは「高額第１号事業支給費」と、「居宅要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「介護予防サービス」とあるのは「第１号事業」と読み替えるものとする。

（高額医療合算第１号事業支給費）

第１０条　市長は、居宅要支援被保険者等が受けた指定第１号事業の利用者負担額（前条第１項の高額第１号事業支給費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法第１１５条第１項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第６１条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算第１号事業支給費」という。）を支給する。

２　前項に規定する高額医療合算第１号事業支給費の支給については、政令第２９条の３の規定を準用する。この場合において、同条中「法第６１条の２第１項に規定する政令で定める額」とあるのは「高額医療合算第１号事業支給費」と、「要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「介護予防サービス」とあるのは「第１号事業」と読み替えるものとする。

（指定事業者の指定）

第１１条　法第１１５条の４５の５第１項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

２　市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第１１５条の４５の５第１項の指定をしてはならない。

（１）　申請者が法人でないとき。

（２）　当該申請に係る事業所が、八女市以外の市町村に所在し、当該所在地の市町村から指定を受けていないとき。

（３）　申請者が、八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成２８年１２月１日決裁）に定める基準に従って適切に指定第１号事業の運営をすることができないと認められるとき。

（４）　当該申請に係る法人の役員等が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（５）　当該申請に係る法人の役員等が、政令第３５条の２及び第３５条の３各号に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（６）　申請者が、保険料等（法第７０条第２項第５号の３の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

（７）　申請者が、法第５章第２節から第８節までの規定のうち指定の取消しに係る規定又は第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法

（平成５年法律第８８条）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含む。）であるとき。

（８）　申請者が、法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第１４０条の６２の３第２項第４号の規定による第１号事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者であるとき。

（９）　申請者が、当該申請前５年以内に法第２３条に規定する居宅サービス等又は第１号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

３　市長は、法第１１５条の４５の５第１項の申請があった場合において、本市の区域において提供される第１号事業の量が八女市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る当該第１号事業の見込量に既に達している場合、当該指定によってこれを超えることになると認められる場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定をしないことができる。

４　市長は、法第１１５条の４５の５第１項の指定を行うに当たっては、第１号事業の適切な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

（令５．３．３０・令７．３．７・一部改正）

（指定の更新）

第１２条　法第１１５条の４５の６の規定による申請は、指定更新申請書により行うものとする。

２　省令第１４０条の６３の７の市が定める期間は、６年以内とする。

（平２９．２．２８・令５．３．３０・一部改正）

（変更の届出等）

第１３条　指定事業者は、省令第１４０条の６３の５第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、１０日以内に、変更届出書により市長に届け出なければならない。

２　指定事業者は、当該指定に係る事業を休止若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止する場合にあっては１月前までに廃止・休止届出書に

より、再開する場合にあっては１０日以内に、再開届出書により市長に届け出なければならない。

（令５．３．３０・一部改正）

（指定の取消し等）

第１４条　市長は、法第１１５条の４５の９の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該指定事業者にその旨を通知するものとする。

（事業の委託）

第１５条　法第１１５条の４７第４項の規定による総合事業の実施の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助）

第１６条　居宅要支援被保険者等に対し総合事業を行う者に対する補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指導及び監査）

第１７条　市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第１５条の規定による委託を受けて総合事業を実施する者及び前条の規定による補助を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

２　前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

（申請書等の様式）

第１８条　この要綱の規定による申請、届出等に関し作成する申請書、届出書等の様式については、市長が別に定める。

（令５．３．３０・追加）

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令５．３．３０・旧第１８条繰下）

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年２月２８日決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１１月５日決裁）

この要綱は、平成３０年１１月５日から施行し、改正後の第６条第２項及び第７条の規定は同年８月１日から適用し、改正後の様式第２号の規定は同年１０月１日から適用する。

附　則（平成３０年１２月２５日決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月９日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附　則（令和５年３月３０日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、改正後の八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附　則（令和７年３月７日決裁）

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。